

コミュニティ助成事業の概要

1 助成事業

(1) 一般コミュニティ助成事業（参考例：別表第1参照）

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備（建築物・消耗品は除く）に関する事業です。

(2) コミュニティセンター助成事業（参考例：別表第2参照）

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業です。

(3) 地域防災組織育成事業 区分ア（参考例：別表第3参照）

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した自主防災組織（消防団は該当しません）、又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備（建築物・消耗品は除く）に関する事業です。

(4) 青少年健全育成助成事業（参考例：別表第4参照）

青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業です。

(5) 地域づくり助成事業

地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業です。

2 助成金

(1) 一般コミュニティ助成事業

100万円以上 250万円以下（事業費 100万円以上の事業が対象）

(2) コミュニティセンター助成事業

対象事業費の5分の3以内に相当する額 ただし 1,500万円が限度

(3) 地域防災組織育成助成事業 区分ア

30万円以上 200万円以下（事業費 30万円以上の事業が対象）

(4) 青少年健全育成助成事業

30万円以上 100万円以下（事業費 30万円以上の事業が対象）

(5) 地域づくり助成事業

1000万円以下

※助成額は、上記の助成額範囲内で10万円単位とする。10万円に満たない額は区の負担となります。

一般コミュニティ助成事業 参考例

No.	目的区分	施設又は設備
1	生活環境の清潔、静かさ、美観の維持等	芝刈機、除雪機等
2	健康の管理・増進	トレーニング用具、健康管理器具等
3	交通安全、防犯その他の生活安全の確保の推進	生活安全用品等
4	お祭り、運動会、その他コミュニティ行事	太鼓、みこし、山車、法被、テント組立式ステージ、各種用具等 ※みこしの修繕も可
5	文化・学習活動	視聴覚機器、音響機器、調理用機器、天体望遠鏡、イス・テーブル等
6	体育・レクリエーション活動	照明施設、スポーツ用具、遊具等
7	福祉活動	点訳機、朗読用編集機材等
8	その他	コミュニティ掲示板、屋外放送設備 エアコン（天井等への埋め込み型は不可） 暖房設備等

注意事項**※対象とならないもの**

- ・ 建築物 ※基礎工事を伴うものは対象外（基礎・アンカー工事を伴わない簡易な倉庫等は対象。また、コミュニティ助成事業で購入する物品を保管する場合のみ対象。）
- ・ 消耗品（※樹木・苗等は備品扱いなので対象）、中古品、銃・刀剣類、
- ・ 施設・設備（備品）の修理・修繕 ※太鼓・神輿等の地域の祭道具の修繕は対象
- ・ 車両（乗用式のトラクター・除雪機・草刈機等も含む）
- ・ 水周りの設備の設置（給湯器など）
- ・ 娯楽性の高い備品、営利を目的とした設備等
- ・ 特定の宗教団体、宗教施設の名称（〇〇神社、〇〇寺等）が入ったお祭り用備品
- ・ 神社等のお祭りに関する備品（神社お祭り用の幟旗・ポールは対象外）
- ・ 防災目的の備品（地域防災組織育成事業において申請）

※ 物置や掲示板等の土地に設置するものについては、区において事前に登記簿を取得していただき、登記地目、所有者、権利部等の確認を行っていただくとともに、土地所有者の土地利用に係る承諾書等が必要になります。登記内容（地目等）によっては対象とならない場合がありますので、必ず事前にご確認ください。（公民館用地であっても必ず事前に区においてご確認ください。）

※ 例示した施設又は設備であっても、その設置場所等により、助成対象外となる場合がありますので、留意すること。

コミュニティセンター助成事業

対象建物全体をコミュニティセンターとしての用途で使用するもので、主に新築を対象とする。
(地方自治法第260条の2に定める認可地縁団体名義での、建物の保存登記が必要。)
大規模修繕については建物の主要構造部について行う大規模な修繕(建築基準法第2条第14号に定めるもの)。建築主事による大規模修繕に該当する旨の証明書の提出が必要。

注意事項

※申請にあたっては、認可地縁団体であることが要件となります。

※対象とならないもの

土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去・処理費、外構に要する経費、建築基準法上の大規模修繕に該当しない改修

※抵当権等の権利関係が付着している土地(含む抹消登記未済)及び相続手続き未済の土地への建設、土地所有者全員の承諾書等が得られない場合は対象外です。事業が確実に実施されるため、権利関係の整理は必須となります。

※大規模修繕の場合

対象建物が建物全体をコミュニティセンターとしての用途で使用し、抵当権等の権利関係が付着していない、登記名義人が単独のコミュニティ組織(保存登記済)のものに限ります。

コミュニティ組織が登記できる法人格を持っていること、すなわち認可地縁団体が所有者であることが要件となります。

※例示した施設又は設備であっても、その設置場所等により、助成対象外となる場合があるので、留意すること。

(別表第3)

地域防災組織育成事業 区分ア 参考例

No.	目的区分	施設又は設備
1	情報連絡用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
2	消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸等（消火器は対象外、ただし訓練用消火器は対象）
3	水防用	救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣等
4	救出救護用	AED、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テント、チェンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等
5	給食給水用	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
6	避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
7	防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番通報訓練用装置、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器等
8	その他	除雪機等

注意事項

- ※ 例示した施設又は設備であっても、その設置場所等により、助成対象外となる場合があるため、留意すること。
- ※ 物置等の土地に設置するものについては、事前に区で登記地目、所有権者の確認等を登記簿により行っていただき、また、土地所有者の土地利用に係る承諾書等が必要になります。登記内容によっては対象とならない場合がありますので、必ず事前にご相談ください。（公民館用地でも必ず事前にご相談ください）
- ※ 物置については、基礎工事を伴うものは対象外（基礎・アンカー工事を伴わない簡易な倉庫等は対象。また、本助成事業で購入する物品を保管する場合のみ対象。）

(別表第4)

青少年健全育成助成事業 参考例

区分	事業の内容等
ソフト事業 (イベント等)	野外活動の実施等 (親子で参加するオリエンテーリング・体験農業等・炭焼きキャンプ・マラソン大会・ふれあい自然体験・ハイキング・スターウォッチング等) 各種スポーツ・レクリエーション大会の開催 各種スポーツ教室の開催 各種スポーツ指導員の派遣及び巡回 講演会・研修会の開催 コミュニティリーダーの養成・研修会の開催

- ※ 例示した施設又は設備であっても、その設置場所等により、助成対象外となる場合があるので、留意すること。